

平成29年度下請状況実地調査結果について

H30.2.14
入札監理課

1 調査方法

(1) 調査時期

平成29年10月～11月

(2) 調査対象

平成28年度に契約した工事から下請比率の高い工事を抽出し、調査対象業者を選定した。調査を実施した業者数は、元請会社5者、下請会社9者（一次5者、二次3者、三次1者）の計14者。

(3) 調査内容

ア 主な調査項目

- ① 下請契約及び変更契約締結の状況（法定福利費の見積書への明示状況含む）
- ② 下請代金の支払状況
- ③ 賃金支払状況
- ④ 社会保険加入状況
- ⑤ 施工体制台帳等の作成状況
- ⑥ その他県元請・下請関係適正化指導要綱遵守状況（下請への履行確認結果報告、下請報告書と下請金額等）

イ 調査方法

調査対象者を訪問し、下記の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

【確認した関係書類】

確認項目	確認した書類
下請代金の決定に関する資料	見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
下請契約から完成までの経過に関する資料	下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、下請変更契約書、完成引渡書 など
支払に関する資料	請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
賃金支払いに関する資料	賃金台帳 など
保険加入状況に関する資料	保険者番号、保険料納付書
完成報告、履行確認に関する資料	完成届、検査結果通知 など

2 調査結果

元請会社5者、下請会社9者（一次5者、二次3者、三次1者）の計14者（A～N者）に下請状況実地調査を行った結果、5者で8件の不適事項を確認した。

（ ）囲みが本調査を行った会社と元下契約。

工事 1		学校大規模改造工事（会津方部、当初契約額約 1.3 億円）	
<p>< 施工体系 ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">一次</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">二次</div> </div>			
<p>1 選定理由</p> <p>典型的な二次下請の構造である。また、左官工事において二次下請に対する不利益が発生していないか確認する。</p>			
<p>2 調査結果</p> <p>(1) ①の契約において、見積依頼書→見積書→契約書について、書面で適切に実施していた。②の契約においては、見積依頼書及び見積書を書面で確認できなかった。また、工事内容に変更があったにも関わらず変更契約を締結していなかった。</p> <p>(2) ①～②の契約において、法定福利費が見積書に明示されていた。</p> <p>(3) ①の契約では、完成届け→完成検査→引き渡しを書面で実施していたが、②の契約では、完成届け→完成検査→引き渡しを書面で実施していなかった。</p> <p>(4) A者【特定】からB者【一般】への精算支払いが、引き渡し日から起算して50日を過ぎていた。</p> <p>(5) C者の下に施工体制台帳に記載のない業者が入っていた。</p> <p>(6) ②で赤伝処理があった。</p>			
<p>3 その他確認事項</p> <p>(1) A者では、若手を採用し育成したいが難しいとのこと。</p>			
落札率	89.49%	外注率	56.5%
下請業者数	25者（一次16者、二次9者）		

工事 2	旧橋下部工撤去工、橋梁下部工工事（会津方部、当初契約額約 1.9 億円）								
<p><施工体系></p> <p style="text-align: center;">調査対象</p> <p style="text-align: center;">元請D者</p>	<p>1 選定理由</p> <p>統括的な一次下請をおく下請構造における元請下請関係を確認する。</p> <p>2 調査結果</p> <p>(1) ①～②の契約において、法定福利費が見積書に明示されていたが、③では明示されていなかった。</p> <p>(2) ①～③の契約で、完成届け→完成検査→引き渡しを書面で実施していなかった。</p> <p>(3) ②で赤伝処理があった。</p> <p>3 その他確認事項</p> <p>(1) G者は、若手の採用・育成に力を入れている。</p> <p>(2) G者は、社内に安全室を設け、安全管理を徹底している。</p> <p>(3) G者は、幼稚園児等への建設業のPRを積極的に行っている。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>落札率</td> <td>89.2%</td> <td>外注率</td> <td>55.2%</td> </tr> <tr> <td>下請業者数</td> <td colspan="3">11者(一次1者、二次5者、三次5者)</td> </tr> </table>	落札率	89.2%	外注率	55.2%	下請業者数	11者(一次1者、二次5者、三次5者)			
落札率	89.2%	外注率	55.2%						
下請業者数	11者(一次1者、二次5者、三次5者)								

工事 3	河道開削工事（会津方部、当初契約額約 0.7 億円）								
<p><施工体系></p> <p style="text-align: center;">調査対象</p> <p style="text-align: center;">元請H者</p>	<p>1 選定理由</p> <p>同じ工種を、元請からI者に発注していることから、契約等を確認する。</p> <p>2 調査結果</p> <p>(1) 見積依頼書→見積書→契約書について、書面で適切に実施していたが、見積依頼書に日付が記載されていなかった。</p> <p>(2) 法定福利費が見積書に明示されていた。</p> <p>3 その他確認事項</p> <p>(1) H者は、休日出勤は代休又は休日手当を支給している。</p> <p>(2) I者は、夜間作業が生じた場合は、代休処理している。</p>								
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>落札率</td> <td>88.2%</td> <td>外注率</td> <td>55.0%</td> </tr> <tr> <td>下請業者数</td> <td colspan="3">一次1者</td> </tr> </table>	落札率	88.2%	外注率	55.0%	下請業者数	一次1者			
落札率	88.2%	外注率	55.0%						
下請業者数	一次1者								

工事 4		橋梁塗装工事（喜多方方部、当初契約額約 0.6 億円）	
<施工体系> 		1 選定理由 同じ工種を、元請からK者に発注していることから、契約等を確認する。 2 調査結果 (1) 見積依頼書→見積書→契約書について、書面で適切に実施していた。 (2) 法定福利費が見積書に明示されていた。 (3) 完成届け→完成検査については、書面で確認できたが、引き渡しを書面で確認できなかった。 (4) J者【特定】からK者【一般】への精算支払いが、引き渡し日から起算して50日を過ぎていた。 3 その他の確認事項 (1) J者は、安全教育を適切に実施していた。 (2) K者は、資格取得を社員に推奨しており、休日出勤は休日手当を支給している。	
落札率	88.8%	外注率	45.7%
下請業者数	一次2者		

工事 5		舗装補修工事（喜多方方部、当初契約額約 0.5 億円）	
<施工体系> 		1 選定理由 同じ工種を、元請から一次下請M者を通して、二次下請へ分割して発注していることから、契約等を確認する。 2 調査結果 (1) ①の契約では、見積依頼書→見積書→契約書について、書面で適切に実施していたが、②の契約では、見積依頼を書面で実施していなかった。 (2) ①の契約では、法定福利費が見積書に明示されていたが、②の契約では、明示していなかった。 (3) ①～②の契約で、完成届け→完成検査について、書面で確認できたが、引き渡しを書面で確認できなかった。 3 その他確認事項 (1) M者は、資格取得を社員に推奨しており、休日出勤は休日手当を支給している。	
落札率	98.9%	外注率	65.7%
下請業者数	4者(一次1者、二次3者)		

3 事業者への指導

下記の不適事項について、事業者に口頭指導を行った。

不 適 事 項	件数	指導した業者数
(1) 変更契約の不適 変更契約が未締結である。(1件)	1件	2者 [一次 1者 二次 1者]
(2) 見積書への法定福利費額の不明示 法定福利費額の明示は、平成28年度の福島県元請下請関係適正化指導要綱改正で規定した。	2件	2者 [二次 1者 三次 1者]
(3) 施工体制台帳に記載のない者の参加	1件	二次 1者
(4) 特定建設業者から下請業者への精算払いが引渡の申し出から記載して50日超	2件	元請 2者
(5) 赤伝処理 ※赤伝処理とは、元請負人が、 ①一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用 ②下請代金の支払に関して発生する諸費用（振り込み手数料等） ③下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設廃棄物の処理費用 ④上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費等） を下請代金の支払時に差引く行為。 ※赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要。 ※赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要。	2件	一次 2者
計	8件	8者 (のべ9者) [元請 2者 一次 3者 二次 3者 三次 1者]